

鴨川市長の職務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市規則第14号

鴨川市長の職務を代理する職員を定める規則の一部を改正する規則

鴨川市長の職務を代理する職員を定める規則（令和2年鴨川市規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「職員は、」の次に「参事及び」を加え、「部の長」を「課の長」に、「同条に規定する部の順序」を「次のとおり」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 総務担当参事の職にある者
- (2) 建設経済担当参事の職にある者
- (3) 総務課長の職にある者
- (4) 号給が上位の者
- (5) 号給が同じであるときは、年長の者
- (6) 号給及び年齢が同じであるときは、くじにより定めた者

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。